

役員報酬規程

社会福祉法人 倣 襄 会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倣襄会が理事会や評議員会及び監事監査を開催する場合に支給する報酬等に関し基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適切な支出を図ることを目的とする。

(報酬の内容)

第2条 この規程に定める報酬の内容は、交通費及び日当とする。

(対象)

第3条 この規程を適用する対象は、理事、監事とする。

(報酬の額)

第4条 理事会や評議員会及び監事監査に出席した理事、監事については報酬として1日につき、10,000円(税を含まない手取り額)を支給する。

(支給の方法)

第5条 報酬の支給方法は、理事会や評議員会及び監事監査の当日、現金により支給するものとする。

付則

- (1) この規程は、平成29年4月1日より実施する。
- (2) この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

評 議 員 報 酬 規 程

社会福祉法人 倣 襄 会

評 議 員 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倣襄会が評議員会を開催する場合に支給する報酬等に関し基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適切な支出を図ることを目的とする。

(報酬の内容)

第2条 この規程に定める報酬の内容は、交通費及び日当とする。

(対象者)

第3条 この規程を適用する対象は、評議員とする。

(報酬の額)

第4条 評議員会に出席した評議員については報酬として1日につき、10,000円(税を含まない手取り額)を支給する。

(支給方法)

第5条 報酬の支給方法は、評議員会の当日、現金により支給するものとする。

付則

- (1) この規程は、平成29年4月1日より実施する。
- (2) この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。